

【各種規定の新旧対照表】

改正日：2026 年 10 月 1 日

(当座勘定規定)

改正前	改正後
<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)～(4)省略</p>
<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当金庫の判断により当座勘定からの支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>(2)～(4)省略</p>
<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(6)省略</p>	<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>(3)～(6)省略</p>

<p>18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>19. (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>19. (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>(2) 省略</p>

(当座勘定規定 (専用約束手形口用))

改正前	改正後
<p>1. 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>1. 当座勘定への受入れ</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

<p>7. 手形の支払</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>(2)～(3)省略</p>	<p>7. 手形の支払</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当金庫の判断により当座勘定からの支払いを拒絶することができますものとしします。</p> <p>(2)～(3)省略</p>
<p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)～(4)省略</p>	<p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p> <p>(2)～(4)省略</p>
<p>15. (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>15. (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとしします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</p> <p>(2)省略</p>

(代金取立規定)

改正前	改正後
1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証 その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という)は、代金取立として取扱います。	1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証 その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの(以下「証券類」という)は、代金取立として取扱います。なお、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、当金庫の判断により取扱いを拒絶することができるものとします。

(小切手用法)

改正前	改正後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合、または振出日の記載がないものが呈示された場合は、当金庫の判断により当座勘定からの支払いを拒絶することができるものとします。

(約束手形用法)

改正前	改正後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(為替手形用法)

改正前	改正後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

（普通預金規定、無利息型普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定）

改正前	改正後
<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2)～(5)省略</p>	<p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>(1) この預金口座には、一部の店舗を除き、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)～(5)省略</p>

（通知預金規定、定期預金共通規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、定期積金規定）

改正前	改正後
<p>（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2)省略</p>	<p>（証券類の受入れ）</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2)省略</p>

（納税準備預金規定）

改正前	改正後
<p>1.（預金の目的、預入れ）</p> <p>納税準備預金（以下「この預金」といいます。）は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。</p>	<p>1.（預金の目的、預入れ）</p> <p>納税準備預金（以下「この預金」といいます。）は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほかこの預金を取扱う他の店舗でも預入れができます。</p>